

能代都市計画特別用途地区の変更（能代市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区 （準工業地域の 規制を強化する 地域）	約 142.5 ha	（制限するもの） 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの（印刷所、裁縫工場、電子機器用部分品組立工場、通信機器用部分品組立工場、自動車修理工場、段ボール製造工場を除く）等。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

用途地域の変更による準工業地域の縮小に伴い、特別工業地区の面積を変更する。

能代都市計画特別用途地区の変更新旧対照表

変更前		変更後		
種 類	面 積	種 類	面 積	備 考
特別工業地区 (準工業地域の 規制を強化する 地域)	約 146.0 ha	特別工業地区 (準工業地域の 規制を強化する 地域)	約 142.5 ha	用途地域の変更により約 3.5ha 面積を縮小する

都市計画の策定の経緯の概要

能代都市計画特別用途地区の変更

事 項	時 期	備 考
能代市都市計画用途地域 検討委員会	平成 23 年 2 月 22 日 " 5 月 24 日 " 8 月 22 日	計 3 回
住民説明会	平成 23 年 7 月 19 日~25 日	5 会場
知事事前協議	平成 24 年 1 月 26 日	
計画案の縦覧	平成 24 年 2 月 13~27 日	
能代市都市計画審議会	平成 24 年 3 月 26 日	
知事協議	平成 24 年 6 月 22 日	
決定告示	平成 24 年 8 月 14 日	
関係機関との協議経過		
①公安委員会	なし	
②道路管理者	なし	
③河川管理者	なし	
④JR	なし	
⑤農林部局	なし	
⑥その他		
・ 関係市町村との広域調整		※関係市町村から意見なし。
八峰町（企画財政課）	平成 23 年 12 月 13 日付協議	平成 23 年 12 月 14 日付回答
藤里町（総務課）	"	平成 23 年 12 月 19 日付回答
三種町（建設課）	"	平成 23 年 12 月 13 日付回答
上小阿仁村（建設課）	"	平成 23 年 12 月 20 日付回答
北秋田市（都市計画課）	"	平成 23 年 12 月 14 日付回答
男鹿市（建設課）	"	平成 23 年 12 月 21 日付回答
大潟村（産業建設課）	"	平成 23 年 12 月 19 日付回答
五城目町（建設課）	"	平成 23 年 12 月 13 日付回答
以上、8 市町村		

変更理由書

能代市街地北部において、用途地域を準工業地域から第二種住居地域へ変更することに伴い特別工業地区を約 7.9ha 減とする。また、能代市街地東部において、用途地域を第一種住居地域から準工業地域へ変更する部分についても、周辺環境へ配慮するとともに連続する準工業地域との整合を図るため、特別工業地区を約 4.4ha 増とし、全体で特別工業地区を約 3.5ha 減とする。